

## 学生希望図書取り扱い要領

### 1 (原則)

学生、及び大学院生（以下、「学生等」という。）から、図書館資料の備え付け希望の申込みがあった場合は、原則として速やかに入手につとめ、図書館資料として備え付ける。

### 2 (備え付けをしないもの)

学生等から備え付けの希望があった資料のうち、以下の①から⑤に該当するものは原則として謝絶する。

- ① すでに当該図書館内に備え付け、学生等の利用に供されている資料
- ② 絶版等により入手が不可能な資料
- ③ 内容および形態が大学図書館の蔵書として不適當なもの
- ④ 書き込み式の問題集、ワークブック等
- ⑤ 同一年度内に同一人からの希望による購入が10点を超える場合

### 3 (収書専門委員会で審議するもの)

学生等から備え付けの希望があった資料のうち、以下の①から④に該当するものは、収書専門委員会で審議に諮り、収集の可否を決定する。

- ① 同一年度内に同一人からの希望による購入が5万円を超える場合
- ② 内容および形態が大学図書館の蔵書として適當かどうか疑問があるもの
- ③ 発行が次年度にまたがる叢書類等の継続資料
- ④ 定期刊行物

(平成23年3月14日 附属図書館委員会収書専門委員会最終承認)